

温泉利用許可等の手引き



令和7年12月

岐阜市保健所生活衛生課

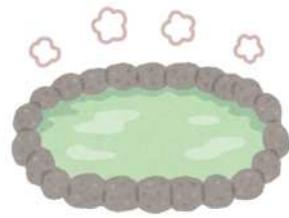
目次

1	温泉とは	2
2	申請手続き	4
3	温泉成分等掲示の届出	6
4	その他保健所への届出等	7
5	参考通知	8
6	届出の記入例	
(1)	温泉利用許可申請書	9
(2)	地位承継承認申請書	
①	(個人) 相続による承継	12
②	(法人) 合併による承継	14
③	(法人) 分割による承継	15
(3)	温泉利用許可申請書記載事項変更届	16
(4)	温泉利用廃止届	17
(5)	温泉成分等掲示届	18
(6)	温泉成分等掲示記載事項変更届	19
7	温泉に関連する主な関連機関連絡先	20

1 温泉とは

(1) 温泉の定義

温泉とは、温泉法第2条第1項の規定により、地中からゆう出する温水、鉱水及び水蒸気その他ガス（炭化水素を主成分とする天然ガスを除く。）で、以下の表に掲げる温度又は物質を有するものと定義されています。



温度	
温泉源から採取される時の温度	摂氏 25 度以上

物質（以下に掲げるもののうち、いずれかひとつ）	
物質名	含有量（1kg 中）
溶存物質（ガス性のものを除く。）	総量 1,000mg 以上
遊離炭酸（CO ₂ ）	250mg 以上
リチウムイオン（Li ⁺ ）	1mg 以上
ストロンチウムイオン（Sr ²⁺ ）	10mg 以上
バリウムイオン（Ba ²⁺ ）	5mg 以上
フェロ又はフェリイオン（総鉄イオン）（Fe ²⁺ 、Fe ³⁺ ）	10mg 以上
第一マンガンイオン（2 倍のマンガンイオン）（Mn ²⁺ ）	10mg 以上
水素イオン（H ⁺ ）	1mg 以上
臭素イオン（臭化物イオン）（Br ⁻ ）	5mg 以上
沃素イオン（ヨウ化物イオン）（I ⁻ ）	1mg 以上
ふつ素イオン（フッ化物イオン）（F ⁻ ）	2mg 以上
ヒドロひ酸イオン（ヒ酸水素イオン）（HAsO ₄ ²⁻ ）	1.3mg 以上
メタ亜ひ酸（HAsO ₂ ）	1mg 以上
総硫黄（S）〔HS ⁻ +S ₂ O ₃ ²⁻ +H ₂ S に対応するもの〕	1mg 以上
メタほう酸（HBO ₂ ）	5mg 以上
メタけい酸（H ₂ SiO ₃ ）	50mg 以上
重炭酸そだ（NaHCO ₃ ）	340mg 以上
ラドン（Rn）	20×10 ⁻¹⁰ Ci 以上
ラヂウム塩（Ra として）	1 億分の 1mg 以上

温泉法 別表

(2) 療養泉の定義

療養泉とは、「鉱泉分析法指針」で、温泉（水蒸気その他のガスを除く。）のうち、特に治療の目的に供しうるもので、以下の表に掲げる温度又は物質を有するものと定義されています。

温度	
泉源から採取される時の温度	摂氏 25 度以上

物質（以下に掲げるもののうち、いずれかひとつ）	
物質名	含有量（1kg 中）
溶存物質（ガス性のものを除く）	総量 1,000mg 以上
遊離炭酸（CO ₂ ）	1,000mg 以上
総鉄イオン（Fe ²⁺ 、Fe ³⁺ ）	20mg 以上
水素イオン（H ⁺ ）	1mg 以上
よう化物イオン（I ⁻ ）	10mg 以上
総硫黄（S）〔HS ⁻ +S ₂ O ₃ ²⁻ +H ₂ S に対応するもの〕	2mg 以上
ラドン（Rn）	30×10 ⁻¹⁰ Ci=111Bq 以上 (8.25 マッヘ単位以上)

鉱泉分析法指針（平成 26 年度改訂）



2 申請手続き

温泉法に関する許可には

- (1) 温泉ゆう出目的の土地の掘削の許可
- (2) 増掘又は動力装置の許可
- (3) 温泉の採取の許可
- (4) 温泉の利用（公共の浴用又は飲用に供すること）の許可

があります。このうち岐阜市内において（4）温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとするときは、岐阜市保健所の許可が必要です。（温泉の成分が衛生上有害であると認める場合等は、不許可となります。）

「公共の」用に供するものとは不特定多数の用に供することをいいます。

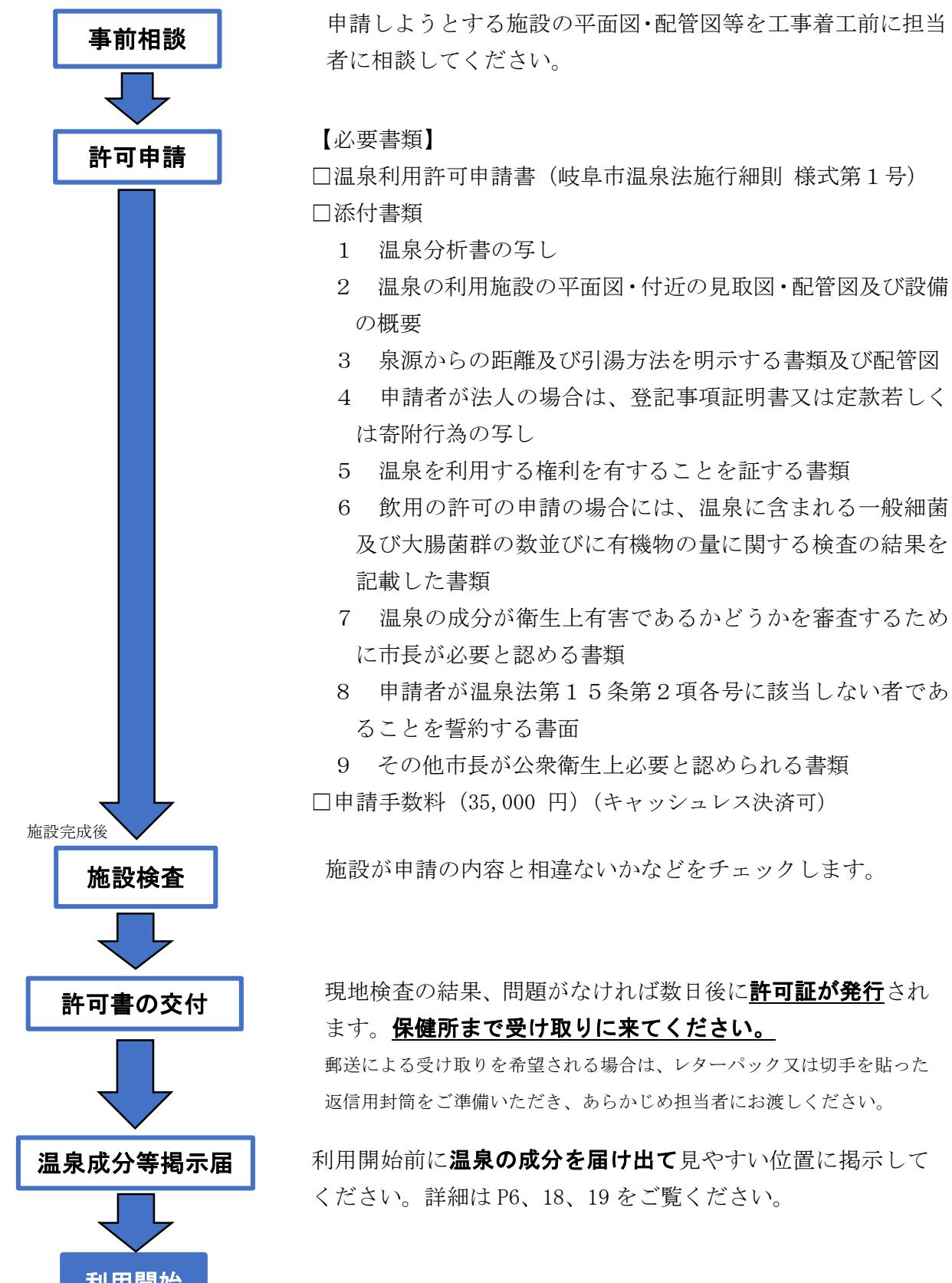
許可の該当に関する例は以下のとおりです。

該当する場合（例）	該当しない場合（例）
○健康保険の保健施設に付設された温泉利用施設で、一般の温泉旅館又は公衆浴場と利用形態が同一な場合	○工場の寄宿舎に附属された温泉施設（特定人が反復、継続して利用するもの）
○温泉プールあるいは整形外科の温浴療法で不特定多数の者に供する場合	○個人マンションの共有温泉施設で、特定人及びその訪問者に限られる場合
○タンクローリーやポリタンク又は温泉スタンドを使用し、不特定多数の者に温泉を浴用又は飲用目的で供給する場合	○発電用・灌漑用・暖房用のみに供される場合
○常設だけでなくイベント時等で、温泉を足湯又は手湯等に利用する場合	○煮沸等が行われ、温泉の主成分を失っている場合 ○温泉を原料として加工した製品である「濃縮温泉」（入浴剤）

また、利用許可の単位等は以下のとおりです。

- 原則として、一つの浴槽（浴用）、又は飲泉設備（飲用）ごとに1件です。ただし同一泉源から単純温泉を引湯し、同一浴室内その他互いに接近した施設で利用する場合、各施設相互間に成分の差が認められないときには、一括して許可しても差し支えありません。
- 同一施設において、浴槽に引湯するため設備された蛇口において、同時に飲用しようとする場合にあっては、許可の単位は2件ですが、申請書には「浴用及び飲用」と記載し、1件として処理します。（申請手数料は2件分です。）
- 従来浴用としていたものを飲用に、また、飲用としていたものを浴用にするときは、当初の許可の同一性が失われるため、新たな許可が必要です。
- 旅館など、浴槽（浴用）、又は飲泉設備（飲用）を増設しようとするときは、原則として新たな許可が必要です。

★温泉利用許可申請の流れ



書類の記入にあっては、黒のボールペンを使用し、容易に消せるペンは使用しないでください。

3 温泉成分等掲示届について

(1) 掲示の届け出について

温泉利用許可を受けた者は、温泉法による都道府県知事の登録を受けた「登録分析機関」の温泉成分分析を受け、その結果通知を受けた日から 30 日以内に、成分等を施設内の見やすい場所に掲示することが義務付けられています。掲示を行うには、あらかじめその内容を保健所長に届け出る必要があります。

また、「登録検査機関」については、環境省のホームページ

https://www.env.go.jp/nature/onsen/contact/bunseki_list.pdf

をご覧ください。



「掲示事項」及び「入浴又は飲用上必要な情報」は以下のとおりです。

- 源泉名
- 温泉の泉質
- 源泉及び温泉を公共の浴用又は飲用に供する場所における温泉の温度
- 温泉の成分
- 温泉の成分の分析年月日
- 登録分析機関の名称及び登録番号
- 浴用又は飲用の禁忌症
- 浴用又は飲用の方法及び注意
- 温泉に水を加えて公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由
- 温泉を加温して公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由
- 温泉を循環させて公共の浴用に供する場合は、その旨（ろ過を実施している場合は、その旨を含む。）及びその理由
- 温泉に入浴剤（着色し、着香し、又は入浴の効果を高める目的で加える物質をいう。ただし、入浴する者が容易に判別することができるものを除く。）を加え、又は温泉を消毒して公共の浴用に供する場合は、当該入浴剤の名称又は消毒の方法及びその理由

(2) 掲示内容の変更について

温泉利用許可を受けた者は、登録分析機関から結果の通知を受けた日から 10 年以内に再分析することが義務付けられています。その結果を変更するときにも、あらかじめ保健所長に届け出る必要があります。

4 その他保健所への届出等

	変更事項等	提出書類	
変更届	<input type="checkbox"/> 施設の名称の変更 <input type="checkbox"/> 温泉利用の許可を受けた者の改姓、改名 <input type="checkbox"/> 温泉利用の許可を受けた者の住所の変更 <input type="checkbox"/> 法人代表者の変更 <input type="checkbox"/> 法人の定款の変更 <input type="checkbox"/> 法人の主たる事務所の所在地の変更	<input type="checkbox"/> 温泉利用許可申請書記載事項変更届(様式第7号) <input type="checkbox"/> 登記事項証明書（法人で定款又は代表者を変更した場合。3月以内に作成されたもの。）	遅滞なく
	<input type="checkbox"/> 構造設備の変更	<input type="checkbox"/> 温泉利用許可申請書記載事項変更届(様式第7号) <input type="checkbox"/> 変更後の平面図	
承継届	<input type="checkbox"/> 温泉利用の許可を受けた者が死亡し、相続したとき <p>※について 1 本人の死亡年月日、2 相続権のあるすべての方の存在、3 相続権のある方の現在の姓 の証明が必要です。戸籍全部（謄本）、原戸籍全部（謄本）などが必要な場合もあるため、市区町村窓口（岐阜市の場合、市民課）で相続に用いる旨を伝え、必要書類を請求して下さい。</p>	<input type="checkbox"/> 温泉利用承継（相続）申請書(様式第5号) <input type="checkbox"/> 戸籍謄本（原本）＊ <input type="checkbox"/> 相続人全員の相続同意書 <input type="checkbox"/> 誓約書（申請者が温泉法第15条第2号各号に該当しないことが記載されたもの） <input type="checkbox"/> 申請手数料（7,400円）（キャッシュレス決済可）	被相続人の死亡後60日以内
	<input type="checkbox"/> 温泉利用の許可を受けた者が合併によってその地位を承継しようとするとき	<input type="checkbox"/> 温泉利用承継（合併）承認申請書(様式第3号) <input type="checkbox"/> 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の定款又は寄附行為の写し <input type="checkbox"/> 誓約書（申請者が温泉法第15条第2号各号に該当しないことが記載されたもの） <input type="checkbox"/> 合併契約書の写し <input type="checkbox"/> 申請手数料（7,400円）（キャッシュレス決済可）	あらかじめ
	<input type="checkbox"/> 温泉利用の許可を受けた者が分割によってその地位を承継しようとするとき	<input type="checkbox"/> 温泉利用承継（分割）承認申請書(様式第3号の2) <input type="checkbox"/> 分割により温泉利用を承継する法人の定款又は寄附行為の写し <input type="checkbox"/> 誓約書（申請者が温泉法第15条第2号各号に該当しないことが記載されたもの） <input type="checkbox"/> 分割契約書又は分割契約書の写し <input type="checkbox"/> 申請手数料（7,400円）（キャッシュレス決済可）	
廃止届	<input type="checkbox"/> 温泉利用をやめたとき	<input type="checkbox"/> 温泉利用廃止届（様式第8号） <input type="checkbox"/> 温泉利用許可書	速やかに
証明書	<input type="checkbox"/> 証明書が必要なとき	<input type="checkbox"/> 発行手数料300円（キャッシュレス決済可） <input type="checkbox"/> 証明願は来所時に渡します	必要時

5 参考通知

- 公共の浴用に供する場合の温泉利用施設の設備構造等に関する基準（改正）（平成 29 年 9 月 1 日付け環境省告示第 66 号）
- 温泉利用基準（飲用利用基準）（最終改正：平成 19 年 10 月 1 日付け環自総発第 071001002 号）
- 「温泉法第 18 条第 1 項の規定に基づく禁忌症及び入浴又は飲用上の注意の掲示等の基準」及び「鉱泉分析法指針（平成 26 年改訂）」について（平成 26 年 7 月 1 日環自総発第 1407012 号）
- 温泉法第 18 条第 1 項の規定に基づく禁忌症及び入浴又は飲用上の注意の掲示等について（平成 26 年 7 月 1 日環自総発第 1407012 号）
- 鉱泉分析法指針（平成 26 年改訂）
- 温泉分析書

なお、これら通知が記載されている環境省 HP の URL は下記のとおりです。

<https://www.env.go.jp/nature/onsen/docs/index.html>



6 届出の記入例

(1) 温泉利用許可申請書

記入例

様式第1号 (第2条関係)

●●年 ●●月 ●●日

(あて先)岐阜市保健所長

住所 (法人の場合は、主たる事務所の所在地)

岐阜市都通2丁目19番地

氏名 (法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

株式会社 岐阜保健所

代表取締役 岐阜太郎

温泉利用許可申請書

温泉を利用したいので、温泉法第15条第1項の規定により、次のとおり申請します。

利用 施設	名称	岐阜市保健所温泉 電話(●●●) ●●● - ●●●		
施設	所在地	岐阜市都通2丁目19番地	利用目的 <input checked="" type="checkbox"/> 浴用 <input type="checkbox"/> 飲用	
管理 者	住所	岐阜市司町40番地1		
	氏名	鶴飼 鮎太		
温泉のゆう出地		岐阜市今沢町18番地	受給量	●● m ³ /日
温泉採取権者		岐阜保健所開発株		
温泉の成分		(別添、温泉分析書のとおり)	温泉温度	●● °C
登録分析機関名称 及び登録番号		岐阜市●●●分析センター 岐阜県第●号		

(裏)

温泉利用施設に伴う概要

源 泉 の 状 況	泉質	例) アルカリ単純温泉、単純鉄冷鉱泉	
	口径・深さ	口径 ●● mm	深さ ●● m
	温泉ゆう出量	堀さく自噴 ● ℥/分	動力揚湯 ● ℥/分
	動力装置 の状況	出力 ●● KW	形式
		揚程 ●● m	ゆう出量 ● ℥/分
		排出口径 ●● mm	

泉源から施設までの距離 ●● m (タンクローリーの場合は) タンクローリー

送湯管の口径・材質

●● mm (タンクローリーの場合は) タンクローリー

施 設 の 構 造 設 備	建物の構造	例) 鉄骨3階建て	建物総面積	●●● m ²
	客室数・定員	●室 ●名	浴室	● 室
	浴	浴槽	容積	
		● 槽	●●● m ³	
		循環ろ過器 有 (砂式ろ過装置)	・ 無	
	用	消毒設備 有 (方法 次亜塩素酸ナトリウム自動注入)	・ 無	
		換気孔	換気装置	
		換気構造 有・無 (開口部 ●箇所)	有・無 (開口部 ●箇所)	
	飲 用	飲用上、専用の位置にある	適	飲用でない場合の 記入例です。
		配管等の材質は良好である	適	
		温泉に汚染水が混入する恐れがない	適	
その 他	温泉に加水しているか	有	・ 無	
	温泉に加温しているか	有	・ 無	
	加温の方法 (例) 熱交換器による)			
	温泉に入浴剤を加えているか	有	・ 無	

添付書類

- 1 温泉分析書の写し
- 2 温泉の利用施設の平面図・付近の見取図・配管図及び設備の概要
- 3 泉源からの距離及び引湯方法を明示する書類及び配管図
- 4 申請者が法人の場合は、登記事項証明書又は定款若しくは寄附行為の写し
- 5 温泉を利用する権利を有することを証する書類
- 6 飲用の許可の申請の場合には、温泉に含まれる一般細菌及び大腸菌群の数並びに有機物の量に関する検査の結果を記載した書類
- 7 温泉の成分が衛生上有害であるかどうかを審査するために市長が必要と認める書類
- 8 申請者が温泉法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書面
- 9 その他市長が公衆衛生上必要と認められる書類

- 1 温泉分析書は、P6に記載されている温泉法による都道府県知事の登録を受けた「登録分析機関」で分析したものに限ります。
- 2 「温泉を利用する権利を有することを証する書類」は、温泉採取権者や温泉運搬業者と温泉利用申請者との間で温泉利用に関する覚書や契約書などが該当します。
- 3 引湯方法で、タンクローリーを使用する場合は、配管図は不要です。また、引湯方法を明示する書類として、運搬するタンクローリーの写真などが該当します。
- 4 1キログラム中、総硫黄を2ミリグラム以上含有する温泉については、温泉利用施設の設備構造等に関する基準が制定されており、基準に沿った適正な温泉利用を行う必要があります。「公共の浴用に供する場合の温泉利用施設の設備構造等に関する基準」(平成18年3月1日環境省告示第59号)
- 5 「申請者が温泉法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書面」の記載例は以下のとおりです。

誓約書
●年●月●日
岐阜市保健所長 様
氏名 ●● ●●
住所 ●●市●●町●●
私は温泉法第15条第2号各号に該当しません。

(2) 地位承継承認申請書 ① (個人) 相続による承継

記入例

様式第5号 (第5条関係)

●●年 ●●月 ●●日

(あて先)岐阜市保健所長

住所 岐阜市都通2丁目19番地

氏名 岐阜 鮎子

温泉利用承継 (相続) 申請書

温泉法第17条第1項の規定により、温泉利用の許可を受けた者の地位を相続により承継したいので、関係書類を添えて承認を申請します。

施設の名称	岐阜保健所温泉		
施設の場所	岐阜市都通2丁目19番地		
温泉法第15条第1項の許可を受けた日	●●年 ●●月 ●●日		
被相続人との続柄	妻		
被相続人	住所	岐阜市都通2丁目19番地	
	氏名	岐阜 太郎	死亡した者 (許可を受けた者)
相続開始年月日	●●年 ●●月 ●●日		
参考事項	許可を受けた者の死亡日、現在の姓にて相続人全員が確認できるもの		

添付書類

- 1 戸籍謄本
- 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員により温泉利用の許可を受けた者の地位を承継すべき相続人と選定された者にあっては、その全員の同意書
- 3 申請者が温泉法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書面
- 4 その他市長が必要と認める書類

添付書類2の同意書に様式はありません
が、記入例を参考に作成してください。

記入例

相 続 同 意 書

相続権のある者が

2人以上いる場合に必要

●●年 ●月 ●日

(あて先) 岐阜市保健所長

住 所 岐阜市都通2丁目19番地

氏 名 岐阜 二郎

岐
阜
印

次のとおり温泉利用の許可を受けた者の地位を承継することに同意します。

相続権のある者

1 温泉利用施設

名 称 岐阜市保健所温泉

所在地 岐阜市都通2丁目19番地

2 被相続人

氏 名 岐阜 太郎

死亡した者（許可を受けた者）

住 所 岐阜市都通2丁目19番地

3 温泉利用の許可を受けた者の地位を承継すべき相続人として選定された者

氏 名 岐阜 鮎子

営業を相続する者

住 所 岐阜市都通2丁目19番地

様式第3号(第4条関係)

●●年 ●●月 ●●日

(あて先)岐阜市保健所長

主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名

合併後存続する法人

株式会社△△△
代表取締役 岐阜 花子
岐阜市都通2丁目19番地

温泉利用承継(合併)承認申請書

温泉法第16条第1項の規定により、温泉利用の許可を受けた者の地位を合併により承継したいので、
関係書類を添えて承認を申請します。

施設の名称	岐阜市保健所温泉	
施設の場所	岐阜市都通2丁目19番地	
温泉法第15条第1項の許可を受けた日	▲▲年 ▲▲月 ▲▲日	
合併により消滅する法人	名称	株式会社■■■■
	代表者の氏名	岐阜 太郎
	法人の所在地	岐阜市司町40番地1
合併の予定年月日	●●年 ●●月 ●●日	
参考事項		

添付書類

- 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の定款又は寄附行為の写し
- 申請者が温泉法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書面
- 合併契約書の写し
- その他市長が必要と認める書類

(2) 地位承継承認申請書 ③(法人) 分割による承継

記入例

様式第3号の2(第4条関係)

●●年 ●●月 ●●日

(あて先)岐阜市保健所長

分割により地位を
承継する法人

主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名

株式会社△△△
代表取締役 岐阜 花子
岐阜市都通2丁目19番地

温泉利用承継(分割)承認申請書

温泉法第16条第1項の規定により、温泉利用の許可を受けた者の地位を分割により承継したいので、
関係書類を添えて承認を申請します。

施設の名称	岐阜市保健所温泉	
施設の場所	岐阜市都通2丁目19番地	
温泉法第15条第1項の許可を受けた日	▲▲年 ▲▲月 ▲▲日	
分割前の法人	名称	株式会社■■■
	代表者の氏名	岐阜 太郎
	法人の所在地	岐阜市司町40番地1
分割の予定年月日	●●年 ●●月 ●●日	
参考事項		

添付書類

- 1 分割により温泉利用を承継する法人の定款又は寄附行為の写し
- 2 申請者が温泉法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書面
- 3 分割計画書又は分割契約書の写し
- 4 その他市長が必要と認める書類

(3) 温泉利用許可申請書記載事項変更届

記入例

様式第7号（第6条関係）

●●年 ●●月 ●●日

（あて先）岐阜市保健所長

住 所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）

岐阜市都通2丁目19番地

氏 名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）

株式会社△△△

代表取締役 鵜飼 次郎

温泉利用許可申請書記載事項変更届

温泉利用許可申請書の記載事項を変更したので、岐阜市温泉法施行細則第6条の規定により届け出ます。

名 称	岐阜市保健所温泉	
所 在 地	岐阜市都通2丁目19番地	
変 更 事 項	代表者の変更	
変更内容	変 更 前	岐阜 太郎
	変 更 後	鵜飼 次郎
変 更 理 由	役員の改選による	
変 更 期 日	●●年 ●●月 ●●日	

添付書類

- 法人で定款又は代表者を変更した場合は、登記事項証明書。（この場合にあっては、登記事項証明書は3月以内に作成されたものとする。）
- 構造設備の変更にあつては、変更後の状況を明らかにした仕様書及び平面図

(4) 温泉利用廃止届

様式第8号(第7条関係)

記入例

●●年 ●●月 ●●日

(あて先)岐阜市保健所長

住 所(法人の場合は、主たる事務所の所在地)

岐阜市都通2丁目19番地

氏 名(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

株式会社△△△

代表取締役 鵜飼 次郎

温 泉 利 用 廃 止 届

温泉利用許可を廃止したので、岐阜市温泉法施行細則第7条の規定により届け出ます。

許可年月日・番号	●年●月●日 岐阜市指令●●●●第●●号
名 称	岐阜市保健所温泉
所 在 地	岐阜市都通2丁目19番地
廃 止 理 由	例) 高齢のため、事業整理のため
廃 止 年 月 日	●●年 ●●月 ●●日

添付書類

温泉利用許可書

許可書を紛失しました。 鵜飼 次郎

許可書を紛失した等により添付できない場合は、
その旨を余白に記載してください。

(5) 温泉成分等掲示届

記入例

様式第10号 (第9条関係)

●● 年 ●● 月 ●● 日

(あて先)岐阜市保健所長

住 所 (法人の場合は、主たる事務所の所在地)

岐阜市都通2丁目19番地

氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

株式会社△△△

代表取締役 鵜飼 次郎

温 泉 成 分 等 掲 示 届

温泉の成分等を掲示したいので、温泉法第18条第4項の規定により届け出ます。

温泉利用許可年月日・番号	●年●月●日 岐阜市指令●●●●第●●号
名 称	岐阜市保健所温泉
所 在 地	岐阜市都通2丁目19番地
浴 用 ・ 飲 用 の 別	浴用
掲 示 内 容	別添のとおり
掲 示 場 所	浴場入口

添付書類

掲示の内容を記載した一覧表

- 1 源泉名
- 2 温泉の泉質
- 3 源泉及び温泉を公共の浴場又は飲用に供する場所における温泉の温度
- 4 温泉の成分及び分析年月日
- 5 温泉分析機関の名称及び登録番号
- 6 温泉に水を加えて公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由
- 7 温泉を加温して公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由
- 8 温泉を循環させて公共の浴用に供する場合は、その旨(ろ過を実施している場合は、その旨を含む。)及びその理由
- 9 温泉に入浴剤(着色し、着香し、又は入浴の効果を高める目的で加える物質(入浴する者が容易に判別することができるものを除く。)をいう。)を加え又は温泉を消毒して公共の浴用に供する場合は、当該入浴剤の名称又は消毒の方法及びその理由
- 10 浴用又は飲用の禁忌症
- 11 浴用又は飲用の方法及び注意

記入例

(6) 温泉成分等掲示記載事項変更届

様式第11号（第10条関係）

●●年 ●月 ●日

（あて先）岐阜市保健所長

住所 岐阜市都通2丁目19番地
氏名 株式会社△△△
代表取締役 鵜飼 次郎

温泉成分等掲示記載事項変更届

温泉の成分等の掲示届の記載事項を変更したいので、温泉法第18条第4項の規定により届け出ます。

温泉利用許可年月日・番号	●年●月●日 岐阜市指令●●●●第●●号
名称	岐阜市保健所温泉
所在地	岐阜市都通2丁目19番地
変更事項	温泉成分の変更
変更理由	温泉成分分析を受けたため
変更年月日	●●年 ●●月 ●●日

添付書類

1 温泉成分分析を受けた場合はその結果

7 温泉に関する主な関連機関連絡先

問い合わせ事項	担当課	電話番号
温泉ゆう出目的の土地の掘削許可に関すること	(岐阜市内の場合) 岐阜地域環境室環境保全係	058-272-1920
増掘又は動力装置の許可に関すること		
温泉の採取の許可に関すること		
旅館業法の許可に関すること	岐阜市保健所生活衛生課	058-252-7195
公衆浴場法の許可に関すること		
地下水揚水設備の届出に関すること	環境保全課	058-214-2153
入湯税に関すること	税制課	058-265-3908
相続、戸籍に関すること（岐阜市民の場合）	市民課	058-214-6174



岐阜市のHPからでもオンラインの申請・届出ができます。

温泉利用許可申請に関するお問い合わせ・ご相談

岐阜市保健所 生活衛生課 環境監視係

岐阜市都通2丁目19番地

TEL 058-252-7195

e-mail : s-eisei@city.gifu.gifu.jp

